

委員会提出議案第 1 号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 1 3 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 議会運営委員長 野 田 雅 之

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合」を「委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1)大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2)妊娠、育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第13条の2第3項中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

委員会開催の特例に係る要件を改めるため、この条例を制定するものである。